

府中市告示第11号

府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）第18条の2第1項（府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）第6条又は府中市国民健康保険税条例（昭和35年4月府中市条例第9号）第15条の規定により適用する場合を含む。以下これらの条例を「税条例」という。）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住居等を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月22日

府中市長 高野 律雄

指定地域
富山県、石川県